

# 定期予防接種の種類



【1類疾病】（集団予防に重点、努力義務あり）

対象疾病	ワクチン	対象者		標準的な接種期間	回数	間隔	備考
ジフテリア 百日せき 破傷風	DPT (ジフテリア 百日せき 破傷風混合)	1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間	3回	20日から56日まで	
		1期追加	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (1期初回接種(3回)後6月以上の間隔をおく)	1期初回接種(3回)後12月に達した時から18月に達するまでの期間	1回		
	DT (ジフテリア 破傷風混合)	2期	11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間	1回		
急性灰白髄炎 (ポリオ)	経口生ポリオワクチン		生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月に達した時から生後18月に達するまでの期間	2回	41日以上	
麻しん 風しん	麻しん風しん(MR)混合 又は単抗原麻しんワクチン及び単抗原風しんワクチン	1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		1回		
		2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者(いわゆる幼稚園、保育所等の年長児)		1回		
		3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 (中学1年生に相当する年齢の者)		1回		
		4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 (高校3年生に相当する年齢の者)		1回		平成20年度から平成24年度までの5年間の措置
日本脳炎	乾燥細胞日本脳炎ワクチン	1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳に達した時から4歳に達するまでの期間	2回	6日から28日まで	平成17年5月30日からの接種差し控えにより接種機会を逃した子への特例制度が設けられている。詳しくは各市町へ
		1期追加	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 (1期初回終了後おおむね1年おく)	4歳に達した時から5歳に達するまでの期間	1回		
		2期	9歳以上13歳未満の者	9歳に達した時から10歳に達するまでの期間	1回		
結核	BCG		生後6月に至るまでの間にある者 地理的条件、交通事情、災害の発生その他の特別な事情によりやむを得ないと認められる場合は、1歳に至るまでの間にある者		1回		

※「標準的な接種期間」とは、定期(一類疾病)の予防接種実施要領(厚生労働省健康局長通知)により、市町村に対する技術的助言として定められている。

【2類疾病】（個人予防に重点、努力義務なし）

対象疾病	ワクチン	対象者	回数	備考
季節性インフルエンザ	インフルエンザHAワクチン	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	(毎年度) 1回	自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行う。